

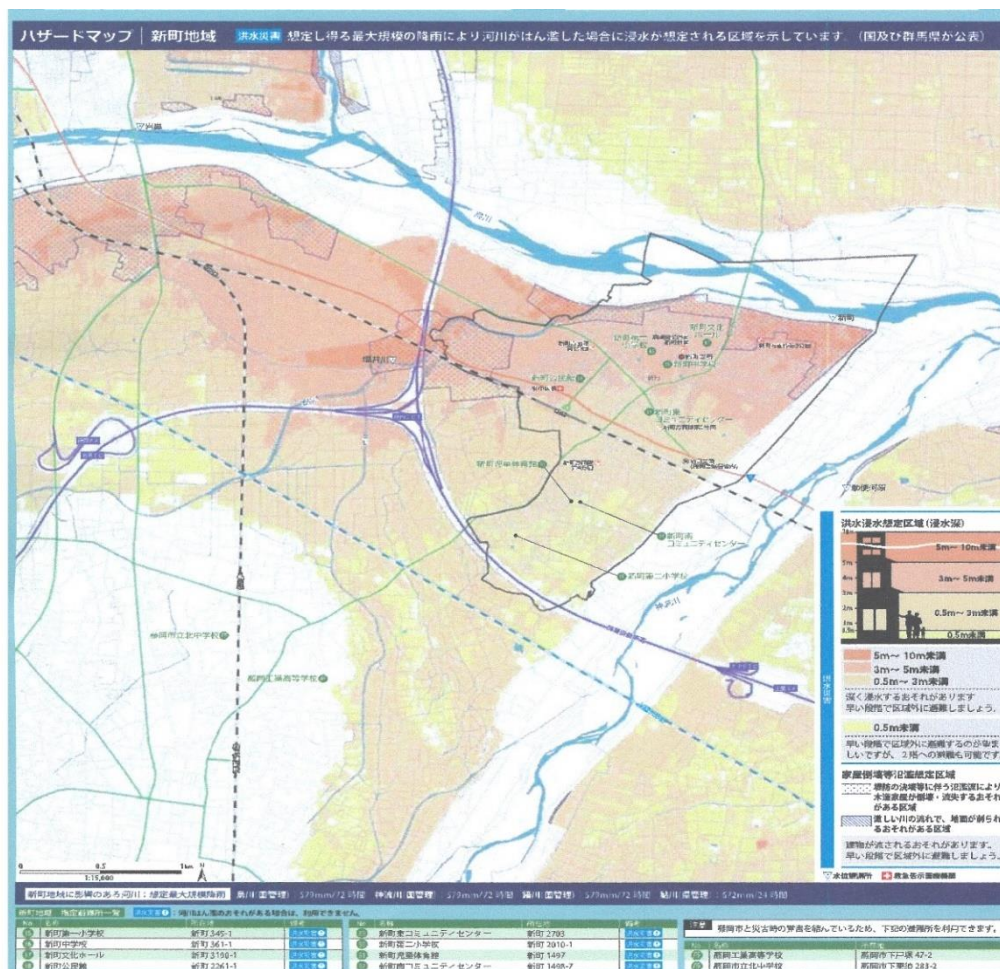
事業継続力強化支援計画

I 現状

【洪水リスク】

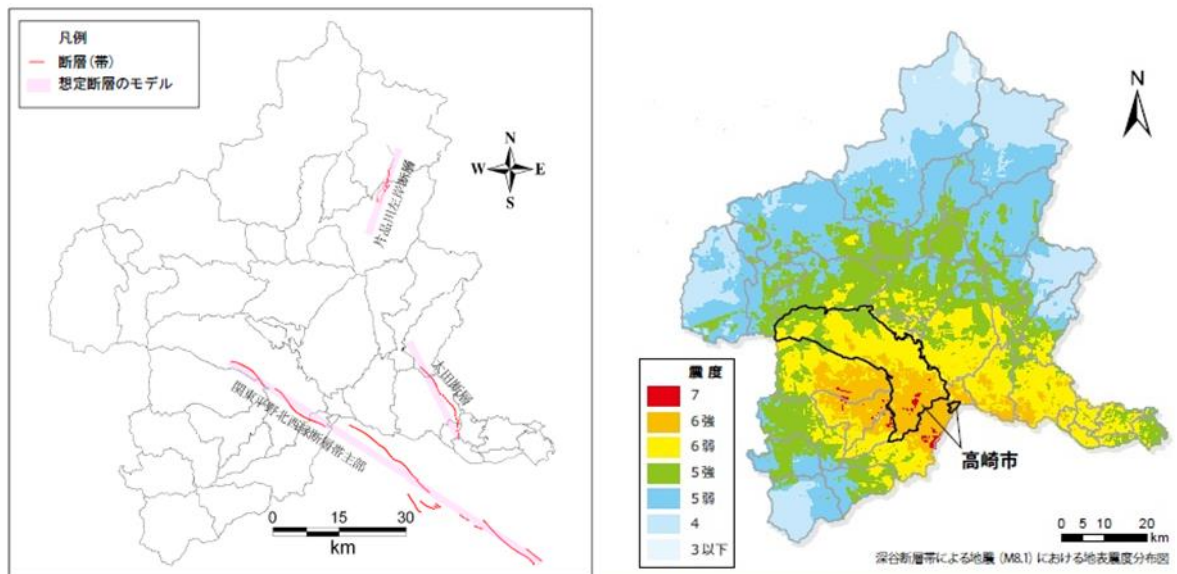
このように新町地域は烏川や神流川に囲まれた三角州のような地形で、烏川に流れ込む温井川は藤岡市との境界を流れており、大雨となった場合、流れ込む先の烏川が増水して、流れ込みができなくなってくると、越水する恐れがある。2019 年の台風でも内水氾濫により、新町地域の東側の 7 区地区では数棟が床下、床上浸水の被害が発生している。

この新町地域で最も懸念する災害は、洪水である。



【地震災害】

高崎市ハザードマップによると、高崎市周辺には大きい地震を発生させるような活断層として、高崎市直下をとおり「関東平野北西縁段層帯」が存在する。この活断層により想定される地震は最大でマグニチュード8.1であり、市内の多くは震度6強であるが、烏川沿いの低地である新町地域は、地盤が軟弱なため、震度7も想定される。



(出展：群馬県地震被害想定調査：平成24年6月)

今後30年以内または50年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ0%～0.1%、0%～0.2%と地震災害の可能性は低いですが、発生した場合、人的物損被害は勿論、ライフライン被害も甚大（地震直後全域で断水、全域復旧には1ヶ月程度を要する。）であるため、多くの事業所が影響を被ると想定される。

【近年の自然災害の被害状況】（次頁写真参照）

・令和元年10月 台風19号 烏川増水/浸水

新町地域では、江戸期や明治から昭和にかけてしばしば河川の氾濫があり、治水事業が進んだ。近年では令和元年の台風19号により、住宅地での内水による浸水や、烏川の増水に伴う新町烏川運動場の浸水や流木、土砂の堆積で大きな災害となった。



冠水した新町烏川運動場



浸水した新町7区住宅地域周辺の状況

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数 375人
- ・小規模事業者数 314人

令和3年の経済センサス活動調査から当新町地域の商工業者の現状は、375者、さらに小規模事業者数は314者である。また、業種別の商工業者数は、サービス業が最も多く90事業所、次いで小売業81事業所、飲食・宿泊業49事業所、建設業43事業所、製造業35事業所、卸売業18事業所、その他59事業所となっている。

管内人口	小規模事業者合計	商工業者等合計	商工業者の業種別内訳						
			建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービス業	その他
12,053	277	334	31	32	18	79	41	59	74

※ 新町地域の商工業者は一定の地域に立地しているという状況ではなく、適度に分散して立地している。

（３）これまでの取組

【高崎市の取組】

- ① 高崎市地域防災計画の策定
- ② 高崎市総合防災訓練の実施
- ③ ハザードマップによる啓蒙活動

- ④ 災害時の避難所の開設
- ⑤ 「安心ほっとメール」の配信
防犯・防災・火災・気象・市政の地域情報を随時メールにて配信（登録料は無料）

【高崎市新町商工会の取組】

- ① 当会 BCP（事業継続計画）の策定（平成30年3月に策定済み：令和6年6月改訂）
- ② 災害発生後、会員の被災状況を確認し高崎市へ報告
- ③ 会員事業者へ事業継続計画の策定（案）の周知と作成の促進
- ④ 当所会員向けの保険制度について、会報誌等を通じた周知と加入の促進
- ⑤ 高崎市及び新町地域各区長会が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

当商工会では、高崎市新町商工会の事業継続計画は平成30年3月に策定（令和6年6月改訂）済みであるが、その内容に応じた訓練を定期的の実施して、具体的な活動要領の検証が進められていない。また、会員事業所の事業継続計画の策定が進んでいないため、管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や高崎市の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、当会職員も災害時の対応を指導できる状況ではない。

また、高崎市など行政との連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・商工会双方が事業者から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じる状況である。

保険・共済業務についても担当者や以前に経験した職員のみが簡易説明を実施できる程度であり、昨今の災害の状況を鑑み、当会として管内事業者が被災した際の支援をいかに講じるかという行動規範の策定が急務となっている。

III 目標

- ① 当商工会が策定した事業継続計画に基づく訓練と検証を行う。
- ② 管内小規模事業者に対し、平時から災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するため、事業継続計画策定の支援を行う。
- ③ 管内小規模事業者の事業継続計画策定に併せ、事業継続力強化計画の認定と連鎖倒産防止の観点から、セーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。
- ④ 組織内において平時からの情報と支援ノウハウの共有など、支援体制の構築を図る。
- ⑤ 災害発生時において、行政との連絡体制・情報共有・役割分担の明確化を図る。
- ⑥ 金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年7月1日～令和12年6月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と高崎市との役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【事前の対策】

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

ア 経営指導員及び職員による巡回等において、高崎市のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを周知する。また、災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレットなど）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。

イ 「商工会だより」などの各種配布物や商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、高崎市の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対し、災害リスクについての意識向上を図る。

ウ 事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。

エ 必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員や職員が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。

オ 群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。

② 高崎市新町商工会の事業継続計画の検証と見直し

当会は、平成30年3月にBCP「事業継続計画」を策定し、その後においても年に1回程度の検証とそれに伴う見直しを行っている。（別添）

③ 関係団体等との連携

ア 事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合や日本政策金融公庫との連携を強化し、管内小規模事業者を対象にした「事業継続計画策定セミナー」の開催や被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。

イ 群馬県商工会連合会が連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナーを実施する。

④ フォローアップ

ア 管内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケート調査等により把握する。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合と協力体制を取り、東京海上日動火災保険㈱やあいおいニッセイ同和損害保険㈱による支援ツールなども参考に策定支援を進める。

イ 群馬県商工会連合会や西毛地区連絡協議会の各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに、改善点や効果的な支援策を協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（例：令和元年台風１９号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、高崎市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練を定期的の実施する。）

【発災後の対策】

① 応急対策の実施可否の確認

災害等発生時においては、当会事業継続計画に基づき、当会職員の安否確認を第一とし、安全を確認の上で、被害状況を把握し会員対応グループリーダーが高崎市及び群馬県商工会連合会等関係機関へ連絡を行う。

ア 災害発生後、当会職員の安否確認は、当会事業継続計画安否確認方針に基づいて速やかに行う。

＜安否確認方法・安否確認内容＞…当会事業継続計画参照

イ 業務従事可能である場合は、当会事業継続計画に基づく任務分担により会員対応グループが速やかに管内事業所の被害状況の把握に努める。

② 応急対策の方針決定

ア 商工会において把握した被害状況や被害規模を高崎市及び群馬県商工会連合会等関係機関へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策について協議し、方針を決定して、可能な支援を講じる。

イ 当会職員が電話にて被害状況を確認するとともに、必要に応じて被害が発生した事業所に赴き被害状況を把握する。

なお、職員の生命に危険が及ぶ恐れのある場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後に調査を行う。

ウ 被害状況をまとめ、高崎市及び群馬県商工会連合会等関係機関へ報告する。

（被害状況の目安）

大規模な被害がある	・事業所全壊（床上１．８ｍ浸水・事業所が全壊） ・大規模半壊（床上１ｍ以上１．８ｍ未満の浸水・事業所の機能がほとんど失われるような大きな被害が発生） ・半壊（床上１ｍ未満の浸水・事業所の運用に大きな支障が生じる。） ・被害が見込まれる地域の事業所と連絡が取れない、または交通網が遮断され、確認ができない状況
被害が見られる	・半壊に至らない。（床上浸水…事務所の機能に比較的軽微な被害が発生） ・床上浸水（什器・備品の破損程度） ・床下浸水
ほぼ被害はない	・事業所敷地内で浸水はあったが、事務所の機能に支障を生じるような被害は発生していない。 ・目立った被害の情報はない。

※ 想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

③ 本計画により、当会と高崎市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

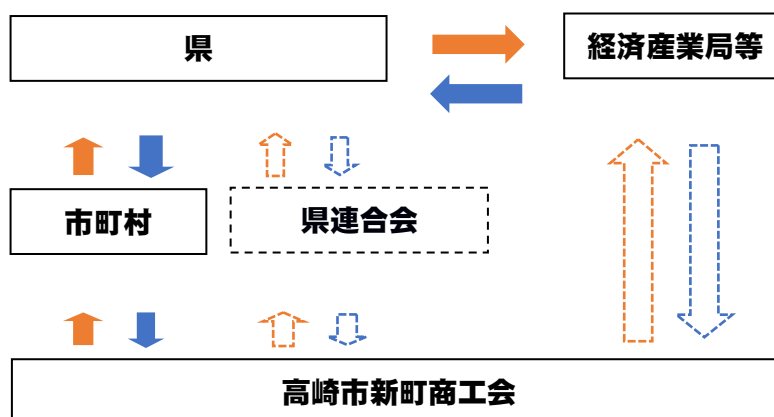
発災直後～	速やかに情報を共有する。
発災後～1週間	1日に1回以上共有する。
2週間～4週間	適時、共有する。
1ヶ月以降	適時、共有する。

④ 高崎市と応急対策の方針を確認し、双方で対応できる被災支援を行う。

【発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ① 災害発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 二次被害を防止するため、高崎市の指示に従って、被災地域での活動を行うことについて、事前に決めておく。
- ③ 当会と高崎市が情報を共有した上で、当会が商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県へ報告する。

※当会が高崎市と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）参照。
（連絡ルート）



※ 塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとする。

【応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ① 相談窓口の開設方法について、高崎市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ② 安全が確認された場所において、相談の窓口対応を行う。
- ③ 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

【地区内小規模事業者に対する復興支援】

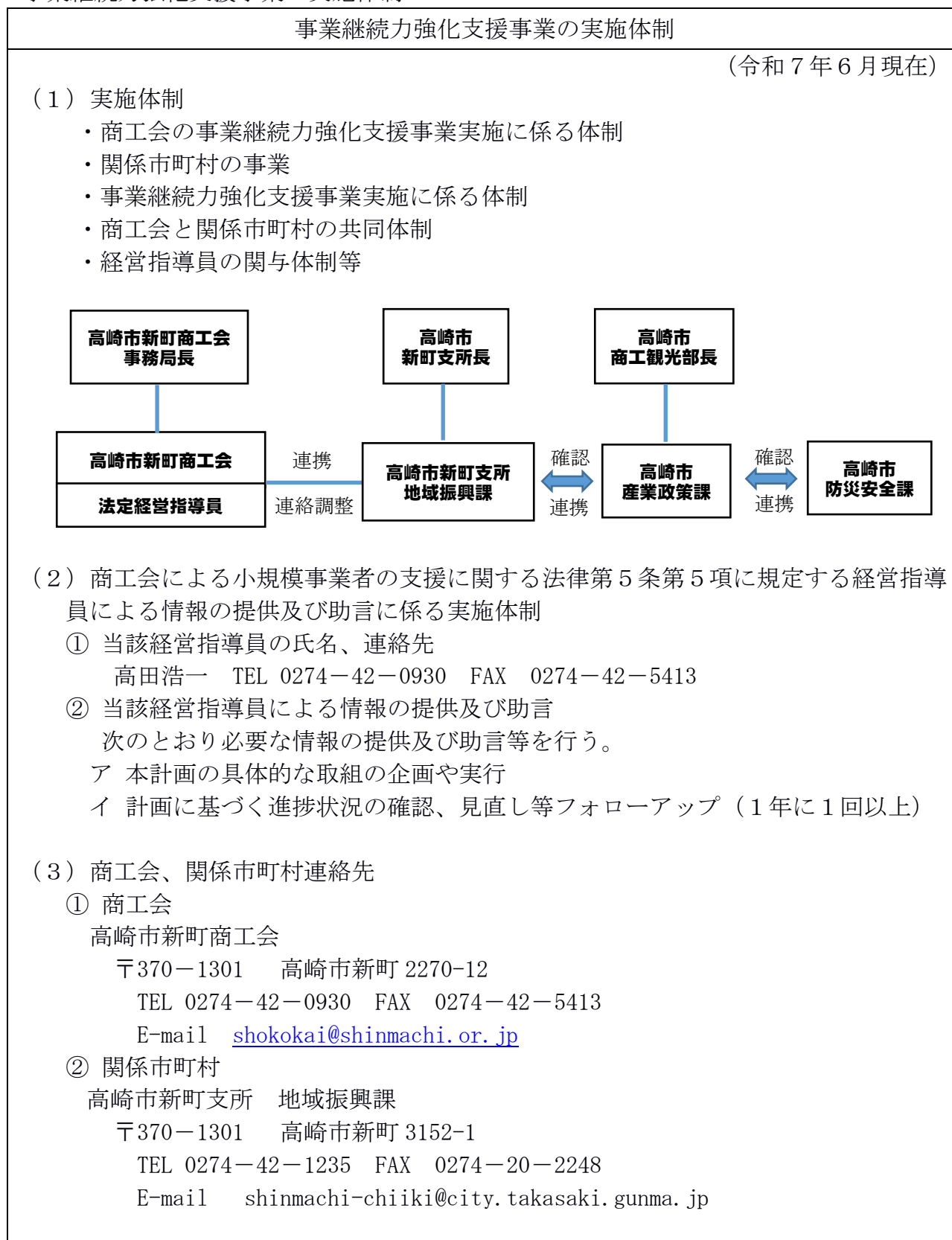
- ① 国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被災事業者には、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要となる「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



高崎市商工観光部 産業政策課

〒370-8501 高崎市高松町3-5-1

TEL 027-321-1255 FAX 027-325-4879

E-mail: sangyou@city.takasaki.gunma.jp

(4) 被害情報等報告先

群馬県商工会連合会 総務企画課

〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目8番地の1

TEL 027-231-9779 FAX 027-234-3378 E-mail somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
・セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・専門家派遣費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・チラシ等作製費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
・その他経費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

※ 見込み額を記載

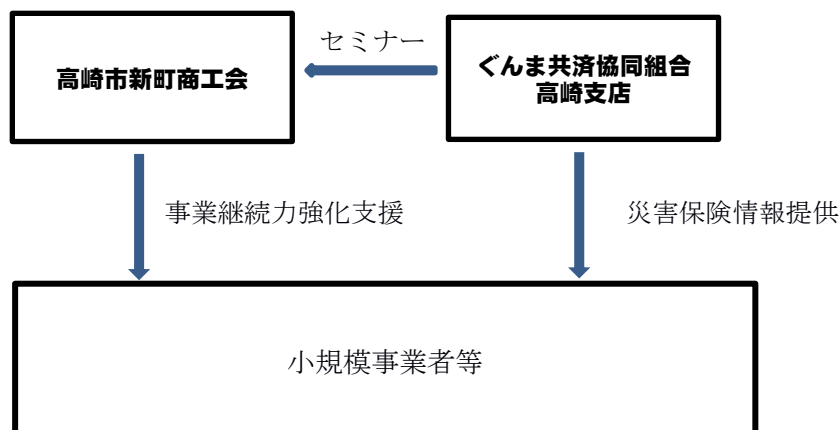
調達方法
会費収入、群馬県補助金、高崎市補助金、事業収入 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携者名 ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 広瀬 博之	
連携して実施する事業の内容	
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③ 災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援	
連携して事業を実施する者の役割	
連携者名	役割
ぐんま共済協同組合 高崎支店 住所 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内 代表者：高崎支店長 森田和久	① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定と フォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別 相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内

連携体制図等



〇月〇日〇〇:〇〇時点

実態調査票（ ） ※ () 内には、〇年台風〇号等の災害名を記載

団体名	高崎市新町商工会
担当者	
電話番号	0274-42-0930
メールアドレス	shkokuai@shimmachi.or.jp

被害合計金額												¥
事業所名	住所	業種	従業員数	休業(営業)停止 (有・無・復旧)	被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可	(被害額内訳)					被害状況 ※被災状況がつかめる内容 ※休業停止した場合は、おおよその期間(昼のみでも可)を記載	
						土地 (雄断土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限る)	建物 (事業用資産に限る)	機械設備	車両 (事業用資産に限る)	商品・原材料、 仕掛品等		
例 (例) ○○株式会社△△営業所	○○町△△	製造業		有	¥25,000,000	¥0	¥5,000,000	¥10,000,000	¥10,000,000	¥0	・ 建屋損壊に伴い加工設備(2台)が被害 ・ 1週間程度操業停止	
例 (例) 有限会社○○	○○町△△	卸売業、小売業		無	¥1,500,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,500,000	店舗の床上浸水に伴い商品が破損	
例 (例) △△旅館	○○町△△	宿泊業、飲食サービス業		有	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	建物の直接的な被害はないが、県道の寸断により、半年程度は営業再開できない状態(損失は、約2,000万円)	
1					¥0							
2					¥0							
3					¥0							
4					¥0							
5					¥0							
6					¥0							